(三)	第一第十号に掲げる壁		令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる壁又は筋かいのうち一

別表第十

	(い)	(ろ)	(は)
	(略)		
(二)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）	第一第十号に掲げる壁
(三)	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第十号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
(四)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗り壁を除く。）のうち一	第一第六号又は第九号に掲げる壁のうち一
(五)	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第十号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる筋かいのうち一

別表第十一

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第六号又は第九号に掲げる壁のうち一	第一第十号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる筋かいのうち一

(三)	第一第八号に掲げる壁		令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる壁又は筋かいのうち一

別表第七

	(い)	(ろ)	(は)
	(略)		
(二)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）	第一第八号に掲げる壁
(三)	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第八号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
(四)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗り壁を除く。）のうち一	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一
(五)	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第八号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる筋かいのうち一

別表第八

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一	第一第八号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項（同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる筋かいのうち一